

国民体育大会特別規則 改定

(令和2年4月1日改定増補)

改定条項	改 定 前	改 正 後 (赤字部分)
第1条 定 義	<p>1. 国民体育大会(以下「国体」という)を円滑に運営・管理するためにこの国体特別規則を定める。 尚国民体育大会ブロック大会(以下「ブロック大会」という)はこの規程に準じて行う。</p> <p>2. 国体は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という)国民体育大会委員会が決定したカヌー競技会場・会期に従い、公益社団法人日本カヌー連盟(以下「連盟」という)競技規則により運営されなければならない。</p>	<p>1. 国民体育大会(以下「国体」という)を円滑に運営・管理するためにこの国体特別規則を定める。 尚国民体育大会ブロック大会(以下「ブロック大会」という)はこの規則に準じて行う。</p> <p>2. 国体は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という)国民体育大会委員会が決定したカヌー競技会場・会期に従い行われる。</p>
第2条 競技会	<p>1. 出場種目 選手は一人一種目とし、下記の通りの(A)(B)に出場する。 (表)</p>	<p>1. 競技会は、公益社団法人日本カヌー連盟(以下「連盟」という)競技規則及び国民体育大会特別規則により行われる。</p> <p>2. 出場種目 選手は一人一種目とし、下記の通りの(A)(B)に出場する。 (表)</p>
第4条 競技者 (選手)	<p>1. 国体開催基準要項・同細則並びに国体実施要項による。</p> <p>2. 参加選手は連盟の会員登録者で、各都道府県予選会を経てブロック大会で選ばれたものであること。</p> <p>3. カヌースプリント種別の少年種目に参加できる選手には、中学3年生を含む。</p> <p>4. カヌースプリント種目の成年女子カナディアンシングルに参加できる選手には、中学3年生を含む。</p> <p>5. カヌースラローム種目及びカヌーワイルドウォーター種目に参加できる選手には、中学3年生を含む。</p>	<p>1. 国体開催基準要項・同細則並びに国体実施要項による。</p> <p>2. 参加選手は連盟の賛助会員A登録者で、各都道府県予選会を経て、開催都道府県以外の選手はそれぞれのブロック大会で選ばれたものであること。</p> <p>3. ブロック大会にて本大会への参加枠を獲得した都道府県は、ブロック大会で参加枠を獲得した選手に代えて都道府県予選会の同一種別に参加した選手をもって当該種目に参加させることができる。</p> <p>4. カヌースプリント種別の少年種目に参加できる選手には、中学3年生を含む。</p> <p>5. カヌースプリント種目の成年女子カナディアンシングルに参加できる選手には、中学3年生を含む。</p> <p>6. カヌースラローム種目及びカヌーワイルドウォーター種目に参加できる選手には、中学3年生を含む。</p>
第6条 監 督	<p>1. 各都道府県カヌースプリント1名、カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター1名の2名とする。</p> <p>2. 監督は、日体協公認指導者制度に基づく、公認カヌー指導員、公認カヌー上級指導員、または、公認カヌーコーチ、公認カヌー上級コーチのいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>3. 成年選手は監督を兼任することができる。</p>	<p>1. 競技会へ参加できる監督は、カヌースプリント1名、カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター1名の2名とする。</p> <p>2. 監督は連盟の賛助会員A登録者で、JSPO公認指導者制度に基づく、公認カヌーコーチ1、公認カヌーコーチ2、または公認カヌーコーチ3、公認カヌーコーチ4のいずれかの資格を有する者であること。</p>
第7条 用艇、規格及び配艇	<p>1. 各種目とも、連盟の公認艇とし、競技前の検定に合格した艇を使用すること。但しカヌースラローム艇の競技前検定は行わず、フィニッシュ後の検定(後検定)を行う。</p> <p>2. カヌースプリント (1)シングル艇は、参加都道府県の持ち込み艇とし、ペア・フォア艇は、開催都道府県が準備する貸与艇とする。開催都道府県は予備艇も準備する。 (2)公式練習は、3日前よりブロックごとによる時間制により実施する。</p> <p>3. カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター (1)参加都道府県の持ち込み艇とする。開催都道府県は予備艇を準備する。 (2)開催都道府県の準備した縦20cm×横40cmの都道府県名を記した標識を前甲板に艇尾より艇首に向けて貼る。</p> <p>「4. 選手(監督含む)の使用するユニフォーム、艇、パドルを含む用具/用品等の商用及び標識は、所属都道府県名及び製造業者のもの以外は認めない。」→第10条へ移行</p>	<p>1. 各種目とも、連盟の公認艇とし、競技前の検定(艇)に合格した艇を使用すること。但しカヌースラローム艇は自主点検(事前)とする。</p> <p>2. 選手が使用する艇、パドルを含む用具/用品等の商標及び標識は、所属都道府県名・県章・マスコット及び製造業者の名称・称号・ロゴ・商品名以外は認めない。</p> <p>3. カヌースプリント (1)シングル艇・ペア艇は、参加都道府県の持ち込み艇とし、フォア艇は、開催都道府県が準備する貸与艇とする。開催都道府県は予備艇を準備する。 (2)公式練習は、3日前より実施する。</p> <p>4. カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター (1)参加都道府県の持ち込み艇とする。開催都道府県は予備艇を準備する。 (2)開催都道府県の準備した縦20cm×横40cmの都道府県名を記した標識を前甲板に艇尾より艇首に向けて貼るものとする。</p>
第8条 競技規則	<p>「1. 競技会は、公益社団法人日本カヌー連盟競技規則及び国体特別規則により行われる。」→第2条第1項へ移行</p> <p>2. カヌースプリント競技規則第18条第4項、転覆の際選手が外的援助なしに艇に乗り込むことができなければ、当該種目を失格とする。ただし、予選における転覆・レーンアウトの上位進出にかかる規定は適用しない。</p>	<p>1. カヌースプリント競技規則第18条第4項、転覆の際選手が外的援助なしに艇に乗り込むことができなければ、当該種目を失格とする。ただし、予選における転覆・レーンアウトの上位進出にかかる規定は適用しない。</p>
第10条 服装	<p>1. 式典、及び監督会議等公式行事は、各都道府県選手団ユニフォームで出席する。</p> <p>2. 競技は、開催都道府県の用意したゼッケン(ビブ)を着用すること。ペア及びフォアのクルーは同一ユニフォームでなければならない。→第2項・第4項に分割表記</p>	<p>1. 式典、及び監督会議等公式行事は、各都道府県選手団ユニフォームで出席する。</p> <p>2. 選手は、開催都道府県の用意したゼッケン(ビブ)を着用すること。</p> <p>3. 選手が着用する競技用ユニフォームは、競技・種目・種別の単位で都道府県ごとに統一するものとする。商標及び標識は、所属都道府県名・県章・マスコット及び製造業者の名称・称号・ロゴ・商品名以外は認めない。</p> <p>4. ペア及びフォアのクルーは同一型色ユニフォームでなければならない。</p>
第12条 水路、施設及び設備	<p>2. カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター (3)カヌースラローム・カヌーワイルドウォーターの発艇及び及び決勝線は公認された電子判定システムによるものとする。</p>	<p>2. カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター (3)カヌースラローム・カヌーワイルドウォーターの発艇・決勝に、連盟が公認した電子判定システム(光電管・ビデオシステム等)を設置すること。</p>
第14条 カヌー スプリント	P9 水路審判員	役職名表記間違え→ 水路施設員
	P10 役職名 検艇員	4.少年選手が使用するライフジャケットの安全を点検し、必要に応じ合格の印を付ける。
	P10 役職名 配艇員	1.貸与艇で参加する都道府県へ公平に艇の配分を行う。
第14条 カヌー スラローム	P11 検艇	組織図中 1.ビデオコーディネーター 2.検定
	P12 総務部長 総務部の業務を統括する。	総務部長 1. 総務部の業務を統括する。 2. 競技委員会の構成員で、競技委員会委員長と常に連携をとる。